

第1条

第2条

第3条 次に掲げる通知の規定中「氏名を記入し、押印する」を「氏名を付記する」に改める。

一

二

三

四

五 消毒が行われるカナダ産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和57年5月20日付け57農蚕第3035号農蚕園芸局長通達）4（1）ウ